

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令について

こども家庭庁支援局家庭福祉課

本件は、児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する政令の一部を改正する政令（令和6年政令第259号）の施行に伴い当然必要とされる規定の整理を行うものであり、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第4項第8号に該当するため、事前に案を公示して意見の募集を行わなかった。

【参照条文】

行政手続法（平成5年法律第88号）抄

（意見公募手続）

第三十九条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

2・3 （略）

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一～七 （略）

八 他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として政令で定めるものを内容とする命令等を定めようとするとき。